

令和元年第3回箕面市議会定例会議案
(追加第1号)

報告第26号	平成30年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件	1
報告第27号	専決処分の報告の件(事故に係る損害賠償請求に関する和解)	3
第62号議案	指定管理者の指定の件(箕面市立介護老人保健施設)	7
第63号議案	指定管理者の指定の一部変更の件(箕面市立障害者自立支援センター)	9
第64号議案	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係 条例の整備に関する条例制定の件	11
第65号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件	17
第66号議案	箕面市印鑑登録及び証明に関する条例改正の件	27
第67号議案	箕面市立障害者自立支援センター条例改正の件	29
第68号議案	箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例改正の件	31
第69号議案	箕面市下水道条例改正の件	33
第70号議案	箕面市水道事業給水条例改正の件	35
第71号議案	令和元年度箕面市一般会計補正予算(第4号)	37
第72号議案	箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件	51
第73号議案	箕面市監査委員の選任について同意を求める件	53

報告第 26 号

平成 30 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年 9 月 3 日提出

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔

別冊のとおり

報告第 27 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の 3 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 9 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和元年 6 月 17 日専決）

- (1) 事故発生日時 平成 31 年 4 月 26 日 午後 4 時 30 分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市萱野一丁目 19 番地先路上
- (3) 相手方 箕面市所在の法人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（子ども未来創造局子育て支援課 XXXXXXXXXX 運転）が、上記日時・場所において、交差点を右折しようとした先に停車している車両があって曲がりきれなかったため後退したところ、後続していた相手方の車両に接触し、その右フロントバンパー等を破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、127,786 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和元年 6 月 17 日

2 施設の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和元年7月22日専決）

- (1) 事故発生日時 平成30年7月14日 午前11時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市船場西三丁目8番22号 箕面市教育センター敷地内通路
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が出口の門に向かって歩行していたところ、浮いた点字ブロックに片足がつまずき、バランスをとるためもう片方の足で踏み込んだ別の点字ブロックが沈んだことによって転倒し、左脛骨顆間隆起骨折を負ったものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、21,468円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和元年8月7日

3 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和元年8月5日専決）

- (1) 事故発生日時 令和元年7月3日 午前9時30分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市小野原東三丁目2番1号 箕面市立豊川南小学校内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人（親権者 個人2名）
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、野球型のゲームの授業中に教員がボールを相手方にタッチしようとしたため、相手方はタッチを避けようとスライディングを

- したところ、教員の腕が相手方の顔に当たり、眼鏡を破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、10,800円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和元年8月6日

第 6 2 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立介護老人保健施設の指定管理者を指定する。

令和元年 9 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立介護老人保健施設 |
| 2 | 指定管理者 | 箕面市船場西一丁目 1 1 番 3 5 号
社会福祉法人箕面市社会福祉協議会
会長 石 田 良 美 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

(提案理由)

箕面市立介護老人保健施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 6 3 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 2 1 年 6 月 2 2 日議決を経た「第 6 9 号議案 指定管理者の指定の件」（平成 3 1 年 3 月 2 5 日に議決を経て変更したもの）の一部を次のように改める。

令和元年 9 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

「3 指定の期間 平成 2 2 年(2010年)4月1日から平成 3 2 年(2020年)3月31日まで」を「3 指定の期間 平成 2 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者の指定について、その指定の期間を 2 年間延長するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第六十四号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定の件

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年九月三日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

(箕面市職員分限条例の一部改正)

第一条 箕面市職員分限条例(昭和二十八年箕面市条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十六条第二号」を「第十六条第一号」に改める。

(箕面市職員退職手当条例の一部改正)

第二条 箕面市職員退職手当条例(昭和二十八年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した場合を除く。)」を削る。

附則第十一項各号列記以外の部分中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第四号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項第五号中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改める。

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第五項中「、若しくは失職し」を削る。

第二十条の二第二号中「（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十条の三第一項第一号及び第五項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十一条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

（箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正）

第四条 次に掲げる条例の規定中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

一 箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）第十四条第二項第二号

二 箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年箕面市条例第十九号）第十七条第二項第二号

三 箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十六年箕面市条例第九号）第十八条第二項第二号

（箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部改正）

第五条 箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例（昭

和五十六年箕面市条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「第三号」を「第二号」に、「二に」を「いずれかに」に改める。

第六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第二条(箕面市職員退職手当条例附則第十一項の改正規定に限る。)、第三条(箕面市一般職の職員の給与に関する条例第二十号の二第三号及び第四号の改正規定並びに第二十号の三第一項第一号及び第五項第一号の改正規定に限る。)及び第五条並びに附則第三項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)第四十四条の規定による改正前の地方公務員法(以下「旧地方公務員法」という。)第十六条第一号に該当して旧地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第三条の規定による改正後の箕面市一般職の職員の給与に関する条例第二十号第一項及び第五項、第二十号の二第二号(同条例第

二十一条第四項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

3 箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年箕面市条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第八項の表中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「平成三十五年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「平成三十六年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改める。

附則第九項及び第十四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

（箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正）

4 箕面市職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成二十六年箕面市条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項各号列記以外の部分中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第五号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項第六号中「平成三十三年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月

一日から令和三年三月三十一日まで」に改める。

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年箕面市条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

6 箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十九年箕面市条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し、附則第四項及び第五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

(提案理由)

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の改正に伴い関係規定を整理するとともに、消防団員の欠格事項から成年被後見人等を除くため、本条例を制定するものである。

第六十五号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年九月三日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第五条の見出しを削る。

第六条第一項中「利用者負担」を「第十四条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第七条の見出し中「利用申込みに対する」を削る。

第十四条第一項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「教育・保育給付認定保護者」の下に「（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号の規定により本市が定める額とする。）」を「満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号に掲げる額」に改め、同条第二項中「（その額が現

に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)を削る。

第十五条第一項中「(法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

第二十二条第五号中「教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第十四条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第二十五条中「利用者負担」を「第十四条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第三十七条第三項中「含むものとして、この節」を「施設型給付費に特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款」に、「とする」を「と、第十四条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号ロ(2)中「者を除く」とあるのは「者を除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第三十八条第三項中「含むものとして、この節」を「施設型給付費に

は特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款」に、「とする」を「と」、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第十四条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ(2)中「者を除く」とあるのは「者及び特別利用教育を受ける者を除く」とする」に改める。

第三十九条の見出しを削り、同条第一項中「特定地域型保育事業」の下に「(事業所内保育事業を除く。)」を加え、「附則第六項及び第十二項」を「附則第四項及び第十項」に改め、「小規模保育事業A型をいう。」及び「小規模保育事業B型をいう。」の下に「第四十四条第三項第一号において同じ。」を加える。

第四十条第一項中「同条第二項」を「同条第六項」に、「利用者負担」を「第四十五条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第四十一条第四項中「同条第二項」を「同条第六項」に改める。

第四十四条第一項中「この項」の下に「から第五項まで」を加え、「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同項第二号中「いう。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、同条中第四項を第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第六条の三第十二項第二号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第五項において「特例保育所型事業所内保育事業者」とい

う。)については、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第四十四条第三項中「を行う者であつて、第三十九条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のもの」を「(第三十九条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に、「第一項第一号」を「同項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 特定地域型保育事業者と前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

二 前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(同号において

「小規模保育事業A型事業者等」という。）

二 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。

一 法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）

二 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務又は同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第四十五条第一項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十二条において準用する第十五条において同じ。）」及び「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する本市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第三号に規定する本市が定める額とする。）」を削り、同条第二項中「（その額が現

に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を削る。

第四十八条第五号中「教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第四十五条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第五十二条中「、特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「これらの規定中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第十五条第一項中「施設型給付費(法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。）」とあるのは「地域型保育給付費(法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含む。）」と、同項及び第二十一条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第二十五条中「第二十二條」とあるのは「第四十八条」と、第二十八条中「特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。）」の管理者」とあるのは「特定地域型保育事業者」を「第十二条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定

子どもを除く。以下この款において同じ。」と、第十三条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第十五条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第一項中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第二項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第二十一条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるもの」に改める。

第五十三条第三項中「含むものとして、この節（第四十一条第二項及び第四十二条第二項を除く）」を、「地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第四十二条第二項を除き、前条において準用する第九条から第十五条まで（第十一条及び第十四条を除く）、第十八条から第二十一条まで及び第二十五条から第三十五条までを含む。次条第三項において同じ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十一条第二項中「利用の申込みに係る法第九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第五十四条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められ

る満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十五条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十四条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

第五十四条第三項中「には特定利用地域型保育を」の下に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十五条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域

型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第十四条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第五十八条第一項及び第六十一条第一項中「附則第十項」を「附則第八項」に改める。

第七十八条第二項第二号中「第三十四条の二十第一項第四号」を「第三十四条の二十第一項第三号」に改める。

第八十三条及び第九十八条中「附則第二十三項」を「附則第二十一項」に改める。

第一百条第二項中「附則第十項」を「附則第八項」に改める。

附則第二項中「(子ども・子育て支援法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）」が同項」を「が子ども・子育て支援法附則第六条第一項」に、「(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）」をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者(満三歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満三歳未満保育認定子ども(特定保育所から特定教育・保育(保育に限る。第二十一条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」に、「(法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「(法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」に改める。

附則中第四項の前の見出し、同項及び第五項を削り、第六項を第四項と

する。

附則第七項中「特定地域型保育事業者」の下に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「五年」を「十年」に改め、同項を附則第五項とし、附則第八項から第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第十三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第十四項から第二十二項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第二十三項中「第二十一項」を「第十九項」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則第二十四項を附則第二十二項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第六十六号議案

箕面市印鑑登録及び証明に関する条例改正の件

箕面市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年九月三日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

箕面市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和五十四年箕面市条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第四条第二項第一号を次のように改める。

一 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「令」という。)

第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第四条第二項第二号中「氏名」の下に「、旧氏」を加える。

第六条第一項第四号を次のように改める。

四 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載(法第六条第三項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合)にあっては氏名及び当該通称)

第六条第一項第八号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第二項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を削る。

第十四条第三項中「第六条第一項第四号から第八号まで」を「第六条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十一月五日から施行する。

（提案理由）

国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、旧氏の印鑑登録及び印鑑登録原票等に旧氏を記載することができるようにするため、本条例を改正するものである。

第六十七号議案

箕面市立障害者自立支援センター条例改正の件

箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年九月三日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例

箕面市立障害者自立支援センター条例（平成十八年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える。

（仮称）箕面市立ワークセンター小野原

箕面市小野原西五丁目一〇番

第十二条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

（原状回復義務）

第十二条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第七条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第十三条 指定管理者又はセンターを利用する者は、センターの施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十二条を第十四条とし、第十一条の次に二条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第一条の規定により新たに設置されるセンターの管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

(仮称)箕面市立ワークセンター小野原を新たに設置するため、本条例を改正するものである。

第六十八号議案

箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例改正の件

箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年九月三日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和三十八年箕面市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表豊能消防署の項中「森町西三丁目」を「森町西五丁目」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

（提案理由）

北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業の施行による町の区域の変更及び新設に伴い、豊能消防署の管轄区域を整備するため、本条例を改正するものである。

第六十九号議案

箕面市下水道条例改正の件

箕面市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年九月三日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市下水道条例の一部を改正する条例

箕面市下水道条例（昭和四十四年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「排水設備等の工事に関し規程で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者」を「規程で定める責任技術者が専属する事業者」に改める。

第九条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなればならない。

- 一 指定工事店の指定を受けようとする者 一件につき一万円
- 二 指定工事店の指定の更新を受けようとする者 一件につき一万円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第九条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る指定工事店の指定の更新の手数料について適用し、同日前の申請に係る指定工事店の指定の更新の手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

大阪府下水道協会による下水道排水設備工事責任技術者登録制度の一元化に伴い本市での登録事務を廃止するとともに、指定工事店の指定の更新の手数料の額を改定するため、本条例を改正するものである。

(経過措置)

2 改正後の第三十条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る指定給水装置工事事業者の指定の手数料について適用し、同日前の申請に係る指定給水装置工事事業者の指定の手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）の改正に伴い指定給水装置工事事業者の指定の更新の手数料を定めるとともに、指定の手数料の額を改定し、これらの手数料の減額規定を定めるため、本条例を改正するものである。

第71号議案

令和元年度箕面市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度箕面市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,158千円を追加し、歳入歳出それぞれ73,429,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 21,787,241	千円 27,579	千円 21,814,820
	4 国庫交付金	14,070,013	27,579	14,097,592
19 繰越金		151,565	27,579	179,144
	1 繰越金	151,565	27,579	179,144
歳入合計		73,374,754	55,158	73,429,912

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商 工 費		千円 283,869	千円 55,158	千円 339,027
	3 観 光 費	119,091	55,158	174,249
歳 出 合 計		73,374,754	55,158	73,429,912

令和元年度
(2019年度)

箕面市一般会計補正予算（第4号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,585,000	0	23,585,000
2 地 方 譲 与 税	257,000	0	257,000
3 利 子 割 交 付 金	37,000	0	37,000
4 配 当 割 交 付 金	160,000	0	160,000
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,373,000	0	2,373,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 地 方 特 例 交 付 金	320,341	0	320,341
10 地 方 交 付 税	900,000	0	900,000
11 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,168,633	0	1,168,633
13 使 用 料 及 び 手 数 料	635,812	0	635,812
14 国 庫 支 出 金	21,787,241	27,579	21,814,820
15 府 支 出 金	7,340,047	0	7,340,047
16 財 産 収 入	163,208	0	163,208
17 寄 附 金	1,001	0	1,001
18 繰 入 金	2,536,713	0	2,536,713
19 繰 越 金	151,565	27,579	179,144
20 諸 収 入	1,389,893	0	1,389,893
21 市 債	10,320,300	0	10,320,300
歳 入 合 計	73,374,754	55,158	73,429,912

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	463,942	0	463,942
2 総 務 費	6,123,112	0	6,123,112
3 民 生 費	21,973,708	0	21,973,708
4 衛 生 費	5,629,727	0	5,629,727
5 労 働 費	62,583	0	62,583
6 農 林 水 産 業 費	119,457	0	119,457
7 商 工 費	283,869	55,158	339,027
8 土 木 費	27,716,792	0	27,716,792
9 消 防 費	2,228,937	0	2,228,937
10 教 育 費	5,950,446	0	5,950,446
11 災 害 復 旧 費	20,000	0	20,000
12 公 債 費	2,666,572	0	2,666,572
13 諸 支 出 金	85,609	0	85,609
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	73,374,754	55,158	73,429,912

補 正 額 の 財 源 内 訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
27,579	0	0	27,579
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
27,579	0	0	27,579

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

科 目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
14	国	庫 支 出 金	千円 21,787,241	千円 27,579	千円 21,814,820
	4	国 庫 交 付 金	14,070,013	27,579	14,097,592
		4 商 工 費 国 庫 交 付 金	51,753	27,579	79,332
19	繰	越 金	151,565	27,579	179,144
	1	繰 越 金	151,565	27,579	179,144
		1 前 年 度 繰 越 金	151,565	27,579	179,144

節		金額 千円	説明	千円
区分				
1 観光費 交付金	27,579	1 地方創生拠点整備交付金 補正後 79,332,000円－補正前 51,753,000円	27,579	
1 前年度繰越金	27,579	1 前年度繰越金 補正後 179,144,000円－補正前 151,565,000円	27,579	

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 7 商工費

(項) 3 観光費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項				
7	商 工 費	千円 283,869	千円 55,158	千円 339,027	千円 国庫支出金 27,579 一般財源 27,579
	3 観 光 費	119,091	55,158	174,249	国庫支出金 27,579 一般財源 27,579
	1 観 光 事 業 費	119,091	55,158	174,249	国庫支出金 27,579 一般財源 27,579

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
19 負担金補助 及び交付金	55,158	51 地方創生拠点整備交付金活用事業【箕面営業室】	55,158
		19 負担金補助及び交付金	55,158
		2 補助金	55,158
		観光拠点施設整備補助金	55,158

(款) 7 商工費

(項) 3 観光費

第 7 2 号議案

箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 山 下 惠 司

	略	歴
昭和 4 8 年	3 月	関西学院大学社会学部卒業
同 4 8 年	4 月	椿本興業株式会社入社
同 5 3 年	6 月	株式会社山下商事入社
平成 2 年	4 月	株式会社山下商事代表取締役（現在に至る。）

（提案理由）

山下恵司氏を箕面市公平委員会委員に選任するため、提案するものである。

第 7 3 号議案

箕面市監査委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 瀧 洋 二 郎

	略	歴
昭和 5 9 年	3 月	慶應義塾大学経済学部卒業
同 6 3 年	3 月	慶應義塾大学法学部卒業
平成 4 年	1 0 月	司法試験合格
同 7 年	4 月	司法修習終了
同 7 年	4 月	弁護士登録（現在に至る。）

同	7年	4月	浅岡法律事務所入所
同	12年	1月	浅岡・瀧法律会計事務所に改名（現在に至る。）
同	20年	4月	大阪池田簡易裁判所民事調停委員（現在に至る。）
同	20年	10月	豊能町教育委員会委員
同	23年	11月	箕面市監査委員（現在に至る。）
同	28年	4月	大阪弁護士会副会長

（提案理由）

瀧 洋二郎氏を引き続き箕面市監査委員に選任するため、提案するものである。